# 教員免許状更新講習における障害のある受講者への対応に関する研究

# ―全国調査結果の分析を通して―

青柳 まゆみ\* , 岩田 吉生\*\* (愛知教育大学障害児教育講座)

Support of Attendees with Disabilities at Lecture for Renewal of Teaching License: Survey of Universities and Colleges in Japan

Mayumi AOYAGI\*, Yoshinari IWATA\*\*

Department of Special Education, Aichi University of Education

#### 要 約

本稿では、教員免許状更新講習を開設している全国の大学および短期大学 407 校を対象に質問紙調査を実施し、障害のある受講者の受け入れ実態や支援内容、課題等について分析した。障害のある受講者の受け入れ実績を持つ大学は、回答校 245 校中 112 校(45.7%)であった。障害のある受講者の総数と受け入れ校数は、平成21 年度は 54 名(30 校)であったが、平成26 年度には 191 名(72 校)となり、受講者数は 3.5 倍、受け入れ校数は 2.4 倍に増加した。障害別では、人数・校数ともに「その他の障害等」の増加が特に顕著であった。設置形態および規模別では、全体的に大規模および中規模の国立大学において受講者の増加が顕著であり、障害者の受け入れと受講上の支援に大きく貢献している様子が伺えた。配慮の内容は障害別で異なるが、講習内容の情報保障、移動介助、試験時の配慮等、基本的な事項を中心に行われていた。

Keywords: 教員免許状更新講習 障害のある受講者 受講上の配慮 支援業務従事者

# I. 問題と目的

改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入され、多くの大学において教員免許状更新講習(以下、更新講習とする)が開設されている。更新講習の受講対象者には、障害等により、受講上何らかの配慮や支援を必要とする教員も含まれているため、各大学においては、受講者の要望に応じた様々な対応を行うこととなる。

更新講習における具体的な配慮については、郷右近・舛本(2012)が聴覚障害のある受講者への支援方法について、また川口・郷右近(2011)が視覚障害のある受講者に提供する資料の内容について、自校の取り組みの分析を通して望ましい支援内容・方法等の提案を行っている。しかし、より多くの大学における対応事例の集積やガイドラインの作成等は進んでおらず、そのために、情報の収集や実際の対応に苦慮している大学が多数存在すると推測される。

そこで本研究では、全国の更新講習開設大学に対してアンケート調査を行い、障害のある受講者の受け入れ実態や支援内容、課題等を明らかにし、今後のより良い対応方法について検討することを目的とする。

# Ⅱ. 方法

#### 1. 調査対象

更新講習を開設している全国の大学および短期大学 407 校 (国立 61 校、公立 27 校、私立 319 校)を対象に、質問紙調査を実施した。その結果、245 校 (国立 53 校、公立 20 校、私立 172 校)から回答を得た。回収率は60.2%(国立 86.9%、公立 74.1%、私立53.9%)であった。

## 2. 手続き

各大学の更新講習担当部署宛に調査用紙を郵送し、 回答を求めた。

調査期間は、平成26年10月~11月であった。

### 3. 調査内容

質問紙は、以下の8項目により構成した。

- ①基礎情報 (機関情報・更新講習の実施状況・運営体制)
- ②障害者等に対する相談の実施状況
- ③障害者等の受け入れ断りに関する状況
- 4)情報公開
- ⑤障害者等の受講状況
- ⑥講習時の配慮内容

⑦支援業務従事者および予算措置 ⑧その他(今後の課題等)

# Ⅲ. 結果および考察

## 1. 各大学の更新講習における障害者等の受講状況

表1は、障害者の受講状況を、設置形態別・大学規模別に示したものである。なお、大学規模については、 在籍学生8000名以上を「大規模校」、1000名以上 8000名未満を「中規模校」、1000名未満を「小規模 校」として分類した。

これまでに実施した更新講習において、障害のある 受講者がいたと回答した大学は245 校中112 校

(45.7%) であり、約半数の大学が障害のある受講者の受け入れの実績を持つことが分かった。設置形態別では、国立大学の受け入れ実績は回答校の79.2%であり、公立大学と私立大学よりも受け入れの割合が高かった。また、私立大学は規模が大きいほど、障害者の受け入れの割合が高い傾向にあった。

表1 設置形態別・大学規模別にみた障害者の受講状況 ※単位:人/校

設置形態	規模	回答校数	受講者あり	割合
国立大学	大規模	20	15	75.0%
	中規模	31	25	80.6%
国业人子	小規模	2	2	100.0%
	小計	53	42	79.2%
	大規模	1	1	100.0%
	中規模	15	9	60.0%
公立大学	小規模	3	0	0.0%
	不明	1	0	0.0%
	小計	20	10	50.0%
	大規模	27	13	48.1%
	中規模	93	33	35.5%
私立大学	小規模	49	13	26.5%
	不明	3	1	33.3%
	小計	172	60	34.9%
	合計	245	112	45.7%

次に、平成21年度~26年度に障害者の受け入れ実績を持つ112校について、詳しく検討する。

障害のある受講者数の推移を図1、受け入れ校数の推移を図2に示す。さらに、障害のある受講者数と受け入れ校数の変化を設置形態別・規模別に比較するために、平成21年度と平成26年度の状況を表2に示す。なお、図および表中の「その他の障害等」には、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由以外の障害、病気、怪我等が含まれる。

障害のある受講者の総数と受け入れ校数は、平成 21年度は54名(30校)であったが、平成26年度に は191名(72校)となり、受講者数は3.5倍、受け 入れ校数は2.4倍に増加した。障害別では、人数・校 数ともにその他の障害等の増加が特に顕著であった。 これは、受講者が申し出る要望の多様化と、それに対 する主催者側の柔軟な対応によるところが大きいので はないかと予想される。

設置形態および規模別では、全体的に大規模および 中規模の国立大学において受講者の増加が顕著であり、 障害者の受け入れと受講上の支援に大きく貢献してい る様子が伺える。特に、講習内容の情報保障が必要と なる視覚障害者と聴覚障害者については、受け入れの 実績を積んだ大学に受講希望者が集中するという、支 援の拠点化が進んでいる可能性がある。

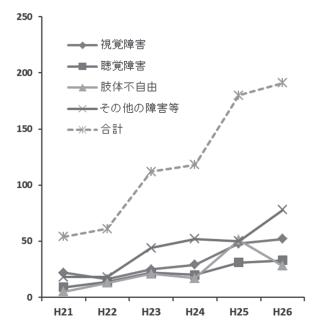


図1 障害のある受講者数の推移

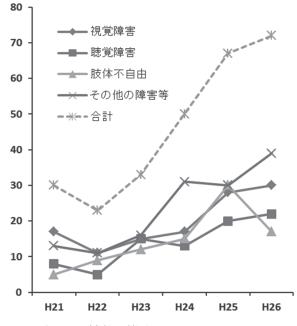


図2 受け入れ校数の推移

表2 設置形態別・大学規模別にみた障害のある受講者数および受け入れ校数(H21年度・H26年度)

※単位:人/校

設置規模	視覚障害		聴覚障害		肢体不自由		その他の障害等		合計		
形態	/兀1天	H21	H26	H21	H26	H21	H26	H21	H26	H21	H26
	大規模	6/5	14/7	2/2	15/7	3/3	14/7	3/2	24/8	14/8	67/12
国立	中規模	9/7	21/10	5/4	10/7	2/2	7/5	8/5	27/9	24/10	65/17
	小規模	2/1	0/0	1/1	0/0	0/0	0/0	0/0	1/1	3/1	1/1
	大規模	2/1	1/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/1	0/0	2/1
公立	中規模	0/0	2/2	0/0	1/1	0/0	0/0	0/0	3/3	0/0	6/5
7.11	小規模	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	不明	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	大規模	0/0	2/2	1/1	3/3	0/0	0/0	3/3	2/2	4/4	7/6
私立	中規模	2/2	8/5	0/0	4/4	0/0	7/5	4/3	12/9	6/5	31/21
松业	小規模	1/1	4/3	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	8/6	1/1	12/9
	不明	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	合計	22/17	52/30	9/8	33/22	5/5	28/17	18/13	78/39	52/29	191/72

## 2. 障害者等の受講に伴う配慮の内容

障害のある受講者に対して実際に行った配慮内容について、障害別の実施状況を尋ねた結果を表3に示す。なお、あらかじめ示した20の支援項目については、日本学生支援機構が毎年全国の大学に対して実施している障害学生支援に関する実態調査(日本学生支援機構,2016)の内容を参考に設定した。

配慮の内容は障害別で異なるが、講習内容の情報保 障、移動介助、試験時の配慮等、基本的な事項を中心 に行われていた。

障害別に見ると、まず視覚障害者については、教室内座席配慮(52 校)、別室受験(39 校)、教材の拡大(32 校)、試験時の解答方法配慮(31 校)、試験時のパソコン使用許可(31 校)、教材のテキストデータ化(30 校)、試験時間延長(30 校)などが主な内容であった。試験では、点字による出題・解答が7校と比較的少ないのに対して、パソコンの持ち込みを許可して解答させる方式が多く採用されていた。これは、論述形式の解答を主とする更新講習の試験の特徴によるものと思われる。

聴覚障害者に対する配慮は、教室内座席配慮(42校)、手話通訳(24校)、ノートテイク(14校)の順に多かった。近年、聴覚障害のある大学生に対する情報保障ではパソコンテイクを実施する大学が増えているが、更新講習においてパソコンテイクを実施した事例は7校であり、他の情報保障の手段に比べて少なかった。

肢体不自由者については、教室内座席配慮が31校 と最も多く、専用机・イスのスペース確保(12校)、 移動等を考慮した教室の割り当て(11校)と続いた。

表3 障害のある受講者への配慮内容と障害別の実施状況 ※単位:校

配慮項目	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由	その他の 障害等
教材のテキスト データ化	30	3	0	1
教材の拡大	32	0	0	0
リーディング サービス	7	0	0	1
手話通訳	0	24	0	0
ノートテイク	3	14	0	0
パソコンテイク	1	7	1	3
映像教材の字幕 付け	0	0	0	0
FM補聴器・FM マイクの使用	1	4	0	0
移動等を考慮した 教室の割り当て	9	2	11	7
休憩室の確保	5	1	3	18
教室内座席配慮	52	42	31	47
専用机・イスの スペース確保	10	5	12	15
実技における配慮	6	2	8	16
講義内容録音許可	5	0	1	1
試験時間延長	30	2	2	8
別室受験	39	2	6	15
試験問題の点訳・ 答案の墨訳	7	0	0	0
試験時の解答方法 配慮	31	1	6	5
試験 時のパソコン 持込使用許可	31	2	6	9
試験時の注意事項 等文書伝達	5	7	0	0

その他の障害等のある受講者に対しては、教室内座 席配慮(47 校)、休憩室の確保(18 校)、実技にお ける配慮(16 校)、専用机・イスのスペース確保 (15 校)、別室受験(15 校)などの配慮がなされて いた。

次に、選択肢にない配慮内容について具体的な記述による回答を求めた結果を表4に示す。計113件の事例が紹介され、その内訳は、視覚障害者に対する配慮48件、聴覚障害者に対する配慮6件、肢体不自由者に対する配慮32件、その他の障害者等に対する配慮27件であった。

視覚障害者に対する配慮としては、「最寄駅やバス 停から会場までの誘導」といった移動関係の支援が多 かったが、その他にも、「試験問題の読み上げと解答 の録音」「関係職員が受講者の勤務校に赴き、本人や 教頭先生と必要な対応を協議」などの事例もあった。

聴覚障害者については、講習の資料や映像教材の文字起こしデータを事前に送付する配慮が複数報告された。また、「講師の声がよく伝わるように、大きめの声でマイクを使用し、講習を行った」という担当教員による配慮も見られた。

肢体不自由のある受講者に対しては、「自家用車での来校を許可し、会場横に駐車スペースを用意した」といった、移動上の便宜を図る内容が特に多かった。また、「支援スタッフが受講者の荷物を運んだ」「アルバイトの学生がトイレ使用等の介助を行った」という報告も見られた。さらに、手が不自由な受講者にパソコンの使用を許可したり、試験の解答用紙を拡大して配付したという事例も報告された。

その他の障害、病気、怪我等に関しては、多様な配慮事例があった。「相談を受けた場合には、受講申し込み前又は受講前に来学して会場の状況や設備を見てもらうように案内した」等、基本的な配慮でありながら、きめ細かな対応を行う事例があった。精神疾患、高次脳機能障害、失語症、ヘルニア、呼吸器機能障害、性同一性障害、内部疾患等の様々な障害や疾病のある受講者の要望に対応する事例があった。また、妊婦の受講者、手術後の受講者、体調不良の受講者に対する配慮事例も見られた。今後は、事前の様々な要望および講習時の体調不良に対する柔軟な対応が、さらに多くの大学で求められていくと予想される。

# 3. 支援業務従事者および予算措置

#### (1) 支援業務従事者

前述した20の配慮項目のうち、特に担当者を決めて行う必要のある7項目について、支援業務従事者の立場を分析した。「教員」「事務職員」「学生」「外部委託」について複数選択により回答を求めた結果を、表5に示す。

主に視覚障害のある受講者への支援内容である「教材のテキストデータ化」と「教材の拡大」については、教員または事務職員がその業務を担うケースが多かった。講習担当の教員から関係部署の教職員が資料を受け取り、電子データの作成および教材の拡大を行っていると思われる。「テキストデータ化」を教員が行っている大学が7校、教員と学生の両者が行っている大学が3校あるが、これは、図表などの視覚情報を多く含んだ資料のテキストデータ化には、一定の専門知識と技術が必要であるという状況によると考えられる。

一方、「手話通訳」については、外部委託の事例が 多数を占めた。手話通訳には高い専門性を必要とする ため、学内の教職員や学生では対応が困難である。そ のため、大学が所在する地域の手話通訳者派遣団体に 依頼する事例が大半であろう。「ノートテイク」につ いては、外部委託、または学生が実施している事例が 多かった。

#### (2) 支援業務に係る予算措置

各大学が過去に行った支援のうち費用を要したもの について、支援内容、予算の出所および金額を尋ねた。 その結果を表6に示す。

障害者の受け入れ実績を持つ112大学の内、支援 業務の予算措置を行っているのは39校(34.8%)で あった。実際の予算措置の件数は87件であり、文部 科学省と学内の予算の併用が14件(16.1%)、文部 科学省の予算のみの利用が37件(42.5%)、学内の 予算のみの利用が36件(41.4%)であった。

手話通訳、ノートテイク・パソコンテイク、点訳・ 墨訳・テキスト化等の支援では20万円以上の予算措置がなされ、多くの大学が文部科学省の予算を活用していた。障害者が更新講習を受講する際、受け入れ大学は文部科学省に対して「教員講習開設事業費等補助金(免許状更新講習障害者支援事業)」を申請することができる。そして、実際に同事業の補助金を活用して障害者に対する支援を提供している大学が多数存在することが明らかになった。一方、20万円以上の支援経費を学内の予算のみで負担しているケースも一定数見られた。

#### 表4 その他の配慮事例

## <視覚障害>

アルバイト学生等が、最寄りの駅・バス停から会場までの送迎を行った。

事務職員が帰りのタクシーを手配し、誘導した。

アルバイト学生等が、食事およびトイレ等の支援を行った。

テキストデータ化した配布資料を事前にメール送信した。

試験の問題は読み上げ、解答は録音とした。

関係職員が受講者の勤務校に赴き、本人や教頭先生と必要な対応を協議した。

#### <聴覚障害>

事務局より講習のテキストや資料を事前に配付した。

教員が映像教材の文字起こしを事前に行い、受講者に配付した。

手話通訳者に対して、講習日の10日~2週間前までに講習資料を郵送している。

講師の声がよく伝わるように、大きめの声でマイクを使用し、講習を行った。

## <肢体不自由>

自家用車での来校を許可し、会場横に駐車スペースを用意した。

校内のエレベータ設置場所を事前に案内した。

支援スタッフが受講者の荷物を運んだ。

アルバイト学生がトイレ使用等の介助を行った。

手が不自由な受講者に対して、パソコンの使用を認め、延長コードを貸し出し、電源を確保した。

手が不自由な受講者に対して、試験の解答用紙を拡大して配付した。

#### <その他の障害等>

相談を受けた場合、受講申込前又は受講前に来学して学内及び会場の状況や設備を見てもらうように案内した。 精神疾患(集団の中にいられない、長時間座り続けられない、発作が出る可能性)の受講者に対して、介助者の同席を許可した。 高次脳機能障害のある受講者に対して、試験に電子辞書の持ち込みを許可した。

失語症の受講者に対して、担当教員が別室にて試験問題を読み上げた。

ヘルニアの受講者が講習中にこまめに休息を取れるように配慮し、その場所を提供した。

呼吸器機能障害のある受講者に対して、教室への携帯酸素器及び補充用ボンベの持ち込みを許可した。

性同一性障害のある受講者に対して、修了証の発行は本名を使用したが、受講証等については希望通り「通称名」の使用を認めた。

こまめに水分補給が必要な受講者に対して、飲み物の持参を許可し、その旨を担当講師に連絡した。

内部障害のある受講者に対して、保健室にて試験を受けることを認めた。

妊婦中や授乳中の受講者に対して、休憩スペースや授乳スペースの案内を行っている。

手術後の受講者、妊婦の受講者に、自家用車での来校を認め、建物近くの駐車スペースを確保した。

体調不良の受講者に対して、講師が別室受験を認め、事務職員監督のもと、試験を実施した。

## 表 5 支援業務従事者の立場

※単位:校

支援項目	教員	事務職員	学生	外部委託	教員、 事務職員	教員、 学生	事務職員、 外部委託	学生、 外部委託	教員、 事務職員、 学生
1. 教材のテキスト データ化	7	7	1	2	10	3	1	0	0
2. 教材の拡大	5	19	1	0	5	0	1	0	0
3. リーディング サービス	2	3	4	1	0	0	0	0	1
4. 手話通訳	0	0	0	20	0	0	3	1	0
5. ノートテイク	0	0	6	7	0	0	0	2	0
6. パソコンテイク	0	2	1	5	0	1	0	0	0
7. 映像教材の 字幕付け	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表6 支援内容別の予算出所および金額

※単位:件

	延べ数	文部	科学省σ	)予算	学内の予算			
		5万円 未満	5~20 万円	20万円 以上	5万円 未満	5~20 万円	20万円 以上	
手話通訳	15	0	4	6	1	3	2	
ノートテイク・ パソコンテイク	6	1	1	1	2	1	0	
手話通訳および テイク	7	0	2	5	1	0	0	
点訳・墨訳、 テキスト化	20	3	4	6	7	2	0	
視障者ガイド・ 学習補助	9	1	0	0	8	1	0	

## 4. 障害者等に対する相談の実施状況

受講の申し込みを検討している障害者等からの事前相談を受け付けているか否かを尋ねたところ、随時受け付けている大学は245 校中142 校(58.0%)、期間を設けて受け付けている大学は18 校(7.3%)、無回答85 校(34.7%)であった。このうち、実際に事前相談を受けたことのある大学は70 校であった。

また、受講が決定した障害者等に対して事前相談を 行っていると回答した大学は106校であった。前述 の通り、障害者の受け入れ実績を持つ大学は112校 であるため、その数と比較すると、障害者の受講が確 定した大学のほぼ全てにおいて、事前の相談を実施し ていることが分かった。

# 5. 障害者等の受け入れ断りに関する状況

過去に、障害のある受講希望者の受け入れを断ったことがあるか否かを尋ねたところ、「断ったことがある」8校、「断ったことがない」225校、無回答12校であった。実際に受け入れを断った理由としては、「支援機器等がない」「支援の人材がない」「事前相談・事前準備が不十分」等が挙げられた。

次に、障害のある受講者の受け入れに関する各大学の方針について尋ねたところ、「受け入れる」46 校、「受け入れられない場合がある」74 校、「大学としては特に決めていない」114 校、無回答11 校であった。

## 6. 情報公開

障害のある受講者への対応に関する内規を有しているか、またそれをウェブサイト等で公開しているか否かを尋ねたところ、内規を有している大学は5校、有していない大学は236校、無回答4校であった。内規を有している大学5校のうち、ウェブサイト・パンフレット等でそれを公開しているのは4校であった。また、障害のある受講者への配慮に関するマニュアルを作成している大学は4校(ウェブサイト・

パンフレット等での公開1校)であり、内規・マニュアルともに、作成している大学は非常に少なかった。一方、受講の申し込みフォームに障害のある受講者への配慮希望に関する項目を設定している大学は90校(36.7%)であった。障害等により受講上の配慮を必要とする人がいることを認識した上で、具体的な希望を事前に把握するための工夫をしている大学が比較的多いことが明らかになった。

## 7. 今後の課題等

障害のある受講者の受け入れに関する意見・課題等を自由記述形式で尋ねたところ、障害のある受講者の受け入れ実績がある大学59校、受け入れ実績がない大学42校から回答を得た。

まず、受け入れ実績の有無に関わらず多く出された のが、「他大学の支援事例を参考にしたい」「対応マ ニュアルがほしい」といった意見であった。

受け入れ実績のある大学からは、「個別の希望に丁寧に向き合いながら対応できており、受講者からのクレームなどは特にない」といった報告が複数寄せられ、充実したサービスの提供が積極的に行われている様子が伺えた。しかしその一方で、「申し込みフォームの工夫や事前相談等により、支援の希望について十分な状況把握が不可欠である」「要望や必要な配慮が多岐に渡るため、毎度対応の決定に苦慮している」「個別性を重視する一方で、対応マニュアル等に沿った一定の対応ができるよう準備することも必要である」などの指摘も見られた。

さらに文部科学省への意見・要望として、「障害のある受講予定者への対応について、開設者向け・受講者向けに一定のガイドラインを示してほしい」「配慮内容によって受け入れが困難な場合に、受講希望者が相談できる窓口を設置してほしい」「補助金交付申請の手続きが少々分かりづらい」「補助金の公募スケジュールと大学の講習受付期間にずれがある」などの記述が見られた。

他方、受け入れ実績のない大学からは、「障害の程度にもよるが、可能な限り受け入れていきたい」「受け入れの方針や対応マニュアル等の整備の必要性を認識した」「申し込みがあった時点で速やかに対応できるシステムを構築しておきたい」「免許状更新講習に関わらず大学には『合理的配慮』が求められており、そのことについて全学的な基準を策定することが今後の取り組むべき課題である」といった積極的な意見が多数見られた。

しかし、「申し込み受付から講習実施までの時間的 余裕が少ないため、十分な準備ができるか不安」「で きるかぎりの対応をしたいが、多様な障害のすべてに 対応できるかについては人的、物的、資源の点から不 安がある」「運営を少人数の職員で行っているため、 障害がある受講者の対応まで手が回らないのが現状である」「仮に実際に受け入れをする場合、直面した疑問や問題点をどこへ相談したらアドバイスをもらえるのか」などの不安材料も示され、障害者の受講希望が必ずしも容易かつ柔軟に受け入れられるわけではない状況も明らかになった。

# Ⅳ. まとめ

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され(平成28年4月施行)、障害者に対する「不当な差別的取扱い」が禁止された。そして、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などには、「合理的配慮の提供」が義務または努力義務として課せられることとなった。すなわち、大学の事業の一環である更新講習においても、障害のある受講希望者から何らかの配慮要請があれば、設置形態や規模、学内の運営体制に関わらず適切な対応をしなければならない。

本調査では、更新講習の受講に際して配慮を要する 障害者等が年々増加していること、また、それらの要望に対して全国の大学においてさまざまな対応がなされている実態が明らかになった。事前に障害のある受講者のニーズを把握し、文部科学省の補助金を得て外部委託の専門家を活用する他、学内の教職員や学生が支援業務に従事しながら、丁寧な対応を行っている大学も少なくない。今後は、このような先駆的な取り組みをモデルケースとして学び、より多くの大学で障害のある受講者に対する配慮が進むことを期待したい。

なお、今回の研究は、配慮・支援の実施件数や大まかな内容の分析が中心であり、支援体制や具体的な支援方法等についてはほとんど言及していない。例えば、運営体制に関しては、更新講習を運営する組織の教職員、各講習の担当教員、(アルバイトの)支援学生、学外の支援機関等がどのように連携すればより充実した支援体制を確立できるかを明らかにする必要がある。また、視覚情報が多用されたプレゼンテーションの内容をどのようにテキストデータ化して視覚障害のある受講者に伝えるか、学術用語を多く含んだ講義内容や映像教材の内容をいかに確実に聴覚障害のある受講者に伝えるかといった、質の高い支援方法の検討も今後の課題であると考えている。

# 引用文献

郷右近歩・舛本大輔(2012)聴覚障害を有する教員に向けた学習支援の課題: 三重大学教員免許状更新講習における取り組み.三重大学教育学部研究紀要,63(教育科学),97-102.

- 川口あゆみ・郷右近歩(2011)視覚障害を有する教員に向けた教材作成支援の課題 -三重大学教員免許状 更新講習における取り組み-三重大学教育学部研 究紀要,62 (教育科学),109-114.
- 日本学生支援機構(2016)平成27年度(2015年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.

## 謝辞

本調査にご協力いただいた各大学の担当者の方々に、感謝申し上げます。